

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

平成7年3月から8年3月までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を見たところ、最後の1か月の記録が欠落していることがわかった。申立期間について勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書及び平成8年度支払社会保険料金額証明書から判断すると、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成8年2月の社会保険庁のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が提出した申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が平成8年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年8月及び同年9月は22万円、同年10月から10年9月までは24万円、同年10月から11年7月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年8月31日まで

社会保険事務所職員が訪れ、標準報酬月額が引き下げられている可能性があるとの話をされた。当時の給与月額は23万円くらいであり、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円とされているのはおかしい。正しい標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年8月及び同年9月は22万円、同年10月から10年9月までは24万円、同年10月から11年7月までは22万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年8月31日）と同日に、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正され、申立人の平成9年8月から11年7月までの標準報酬月額について、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが登記簿謄本から確認できる上、元同僚からは、「申立人は、A業務を行っており、厚生年金保険関係の業務には関与していない。」との証言が得られており、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理そきゅうを行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額とし、平成9年8月及び同年9月は22万円、同年10月から10年9月までは24万円、同年10月から11年7月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年1月から同年3月までは41万円、同年4月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年2月28日まで

社会保険事務所から、標準報酬月額が下方修正されている可能性があるとの連絡があった。申立期間当時、給与は50万円程度受け取っており、退職後に標準報酬月額が実際の給料より低い報酬に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年3月までは41万円、同年4月から6年1月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年2月28日以降の同年4月5日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人の5年1月から同年3月までの標準報酬月額が41万円から17万円、同年4月から6年1月までの標準報酬月額が53万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが登記簿謄本から確認できる上、申立期間に係る雇用保険の加入履歴を有しているほか、当時の同僚からは、「申立人の職種は営業であり、社会保険関係の事務には携わっていなかった。」とする証言が得られており、申立人が当該^{そきゅう}訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年1月から同年3月までは41万円、同年4月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年12月から11年9月までは59万円、同年10月から12年11月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月25日まで
社会保険事務所から連絡があり、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。給与明細書や給与振込先の預金通帳の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年12月から11年9月までは59万円、同年10月から12年11月までは56万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月25日以降の同年同月27日付けで、申立人の標準報酬月額が、平成10年12月から11年9月までは59万円から9万2,000円、同年10月から12年9月までは56万円から9万2,000円、同年10月から9月までは56万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立期間に係る雇用保険の加入履歴を有しているほか、複数の同僚が「申立人は、建設工事の現場担当をしており、厚生年金保険関係の事務手続には関与していない。」としている上、事業主は、「破産手続時に経営者会議で標準報酬月額を引き下げる処理については話をしていない。」としていることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゆう}及訂正処

理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年12月から11年9月までは59万円、同年10月から12年11月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申出人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の平成10年12月から12年11月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月25日まで
社会保険事務所から連絡があり、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。A社が破産宣告された後は、総務部次長とともに雇用保険の手続を担当したが、社会保険の手続については全く関与していない。賃金台帳の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年12月から12年11月まで53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月25日以降の同年同月27日付けで、申立人の標準報酬月額が、平成10年12月から12年9月までは53万円から9万2,000円、同年10月から同年11月までは53万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は、取締役兼B部長であり、社会保険の手続は通常総務部次長が行っていて、自分は手伝う程度であった。当該^{そきゆう}遡及訂正処理には関与していない。」としている上、申立期間に係る雇用保険の加入履歴を有しているほか、事業主は、「破産手続時に経営者会議で標準報酬月額を引き下げる処理については話していない。」としていることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゆう}遡及訂正処

理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年12月から12年11月まで53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年7月21日）及び資格取得日（昭和25年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月21日から25年9月1日まで

私の年金記録を調べたところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者としての加入記録が無いことがわかった。

私は、A社に昭和20年に入社してから31年11月に退職するまで一度も休職や退職をしたことは無い。申立当時の給与明細書は無いが、申立期間、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和21年6月1日に被保険者資格を取得し、24年7月21日に資格を喪失した後、25年9月1日に同事業所において再度資格を取得しており、24年7月21日から25年9月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該事業所に勤務していた複数の元同僚は、「申立人は、申立期間継続して勤務し、B業務助手をしていた。」と証言しており、当時の経理担当者も「申立期間の厚生年金保険料は、給与から間違いなく控除していた。」と証言している。

また、元事業主の妻は、「会社は、申立期間の初期にあたる昭和24年に、事業所の業務内容を建築業から元の製材業へと変更したが、申立人は辞めること無く継続勤務していた。」と証言しているところ、申立人は初代社長か

ら「建築部が駄目になっても会社に残りなさい。」と言われ、B業務助手になったと述べており、申立人から名前の挙がった同僚のB業務従事者2人、B業務助手1人は、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和24年7月の社会保険事務所の記録及び同じ業務であった同僚の記録から2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和57年11月14日に解散しており、事業主は既に死去している上、清算人とも連絡が取れないことから、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る24年7月から25年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年1月1日、資格喪失日が64年1月1日とされ、当該期間のうち、63年12月29日から64年1月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を64年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月29日から64年1月1日まで

社会保険事務所の記録では資格喪失日が昭和63年12月29日となっているが、同年12月に支払われた給与から11月及び12月の2か月分の厚生年金保険料が控除されたと思われる。また、昭和63年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額からは、同年中に13か月分の厚生年金保険料が控除されたことが伺われるため、申立期間期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年1月1日、資格喪失日は、当該事業所が被保険者資格喪失届の訂正届を提出したことにより、63年12月29日から64年1月1日に訂正された。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならないとしている。

しかし、事業主からの回答及び申立人から提出された昭和 63 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和 63 年 12 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人に係る 63 年 11 月の社会保険事務所の記録から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を昭和 64 年 1 月 1 日と届け出るべきところを 63 年 12 月 29 日として届け出たと事務手続の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月分の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所職員の訪問を受けて、標準報酬月額が訂正されていることを知りました。当時の通帳の振込額や市県民税の通知書、確定申告書控や未払賃金の立替払請求書などから見ても、当時の給与は 52 万円位だったと思うので、当初の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 11 年 10 月 31 日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の 12 年 1 月 27 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、平成 10 年 2 月から同年 8 月までが 59 万円から 9 万 8,000 円、同年 9 月から 11 年 9 月までが 53 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当該遡及訂正処理について心当たりは無い。」としているが、取締役として社会保険関係の責任者をしており、平成 10 年 10 月ころは事業主が失踪してしまったため、その後の破産手続や残務整理を行い、当時、数か月分の厚生年金保険料の滞納があったとも証言している。

さらに、役員を含む複数の同僚は、「事業主が失踪する前から申立人が中心となり会社を切り盛りし、会社の状況を一番よく知っている金庫番であり、諸々の手続きは申立人が行っていた。」と証言している。

以上のことから、申立人は、当該事業所の取締役として、業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたことがうかがえ、標準報酬月額の訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成 11 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 2 月 17 日付けで、申立人の 9 年 11 月から 10 年 12 月までの標準報酬月額の記録が、38 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納はあったが、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して引き下げる届出について記憶に無い。」としているが、社会保険事務所に対する同社の全喪の手続については申立人が自ら行い、さらに、「事業所全喪時、社会保険事務所の職員に滞納保険料の納付方法について相談した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正についても関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 4 月 10 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 12 日から 43 年 8 月 2 日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立てに係る事業所は既に全喪しており、当時の事務担当者から、脱退手当金の手続等について聴取することができない上、事業所の同僚等 18 名に、当時の脱退手当金の請求手続等について照会したところ、うち 8 名から回答を得たが、申立人が脱退手当金を受給していない可能性をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年1月17日
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から31年1月1日まで

私は、勤務したA社B営業所を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載のある女性38名の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格の無い者及び支給記録の有無が確認できない14名を除く24名の女性被保険者のうち14名に支給記録が確認でき、そのうち9名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されているほか、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年1月28日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。